

岐阜羽島衛生施設組合パブリックコメント手続実施要綱

平成29年11月13日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜羽島衛生施設組合（以下「組合」という。）が基本的な政策の情報を積極的に提供することにより、住民等に対する説明責任を果たすとともに、住民等が意見を提出する機会を保障することにより組合の意思決定過程における公正性の確保及び透明性の向上を図り、各関係市町が掲げるまちづくりの推進に資するために実施するパブリックコメント手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 組合の基本的な政策の策定に当たり、その案の趣旨、内容等を実施機関が公表し、広く住民等から意見を求め、提出された意見の概要及び当該意見に対する組合の考え方を公表するとともに、提出された意見を参考にして意思決定を行う一連の手続をいう。
- (2) 関係市町 岐阜羽島衛生施設組合同約（昭和36年岐阜県指令第8659号）第2条に規定する組合を組織する市町をいう。
- (3) 住民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 関係市町内に住所を有する者
 - イ 関係市町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ 関係市町内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 関係市町内に存する学校に在学する者
 - オ パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの
- (4) 実施機関 管理者及び監査委員をいう。

(対象)

第3条 実施機関は、次に掲げる事項を実施するときは、パブリックコメント手続を実施するものとする。

- (1) 次に掲げる計画又は指針の策定又は改定
 - ア 組合の基本的な施策に関する計画又は指針
 - イ 住民等を対象とする大規模な公の施設の建設及び地域の開発に係る基本的な計画
- (2) 次に掲げる条例の制定又は改廃
 - ア 組合に関する基本方針を定めることを内容とする条例
 - イ 住民等に義務を課し、又は住民等の権利を制限することを内容とする条例
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が住民等の生活又は事業活動に重大な影響を及ぼ

すと認める事項

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 金銭の徴収に関するもの
- (2) 迅速又は緊急を要するもの
- (3) 内容が軽微なもの
- (4) 法令等の規定により広く住民等の意見聴取を行うもの
(政策の案等の公表)

第4条 実施機関は、前条第1項の規定により実施するパブリックコメント手続においては、実施機関が最終的な意思決定を行う前に、相当の期間を設けて政策の案又はその概要（以下「政策の案等」という。）を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策の案等を公表するときは、次に掲げる事項及び資料を併せて公表するものとする。

- (1) 政策の案等を作成した趣旨及び目的
- (2) 政策の案等を作成した際の実施機関の考え方
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの
(公表方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 組合ホームページへの掲載
- (2) 実施機関の担当窓口における閲覧及び配布

2 実施機関は、必要と認めるときは、前項に規定する方法に加え、次に掲げる方法により公表を行うものとする。

- (1) 関係する諸団体等への配布
- (2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

3 実施機関は、関係市町に対し、関係市町のパブリックコメント手続における公表の方法により実施機関の政策の案等の公表をするよう協力を求めるものとする。

(意見の提出期間及び提出方法)

第6条 意見の提出期間は、政策の案等を公表した日からおおむね30日とする。

2 意見の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が認める方法

3 意見の提出をしようとする住民等は、住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在

地及び名称)を明らかにするものとする。

(意見の取扱い及び公表)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を参考にし、政策についての意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前条の規定により提出された意見の概要及び当該意見に対する実施機関の考え方並びに政策に係る意思決定の内容(次項において「パブリックコメント手続の結果」という。)を公表するものとする。

3 第5条の規定は、前項の規定によるパブリックコメント手続の結果の公表の方法について準用する。

(一覧表の作成)

第8条 管理者は、パブリックコメント手続の実施状況の一覧表を作成し、ホームページ上に掲載するとともに、実施機関の担当窓口において住民等の閲覧に供するものとする。

(パブリックコメント手続実施責任者)

第9条 実施機関は、パブリックコメント手続を適正に実施するため、パブリックコメント手続実施責任者を置くものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月13日から施行する。